

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

株式会社富士建設 宜野湾市志真志4-2-2
 47-001352 代表者 手登根 明
 (土木特A、建築特A、ほ装A、しゅんせつ工事、造園工事、水道施設工事、解体工事)

2 指名停止期間

令和8年4月22日 ～ 令和8年6月21日 (2か月)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請けを含む)

4 事実概要

株式会社富士建設は、令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが確認された。また、その結果をもって、公共工事の発注者である沖縄県に対し、入札参加資格申請を行った。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年3月24日、沖縄県知事から営業停止処分を受けた。

5 指名停止措置理由

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第7条第1項に基づく別表第2第11号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
 別表第2(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 11 県内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内